

物 品 供 給 契 約 書

受注者 青森市柳川一丁目4番1号
青森県石油商業協同組合

青森市長島一丁目1番1号
発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

品 名	規 格	単 位	単 価	摘 要
ガソリン (レギュラー)	JIS規格2号	1リットル当たり	168.00 円	消費税及び地方消費税 15.00 円を含む
軽 油	1号(比重 0.82~0.89)	1リットル当たり	149.25 円	消費税及び地方消費税 10.85 円を含む

(供給期間)

第2条 供給期間は、令和7年12月1日から令和8年11月30日までとする。

(供給物品の納入)

第3条 受注者は、発注者の青森県公用車給油カード（以下「給油カード」という。）の提示に応じて供給物品を納入しなければならない。

2 前項の供給物品の納入は、受注者が指定した店頭において行うものとする。

(検査)

第4条 発注者は、自動車用燃料について必要があるときは、オクタン価の分析試験（日本産業規格K2280号に定めるオクタン価及びセタン価試験方法のリサーチ法による分析試験）を行うものとする。この場合において、当該試験に要する経費は、受注者の負担とする。

2 前項の分析試験の結果、第1条の規格に満たないときは、受注者は、当該自動車用燃料について発注者が査定する額の減額に応ずるものとする。この場合の減額に及ぼす数量は、分析試験の実施を求められた日までの間に引渡しを完了した総数量とする。

3 発注者は、供給物品の納入の都度、受注者の立会いの上、当該供給物品の検査を行うものとする。

4 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(代金の支払)

第5条 受注者は、毎月10日までに、前月に納入した供給物品の代金を請求書により発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の請求書の請求額を計算するときにおいて、第1条に定める品名ごとの単価に数量を乗じて得た額について円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の請求書には、納入年月日、品名及び納入数量を記載し、又は納入年月日、品名及び納入数量を明らかにした内訳書を添付するものとする。

4 発注者は、第1項の請求書を受領した日から起算して30日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第6条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

2 単価の改定は、別記1「契約単価改定基準」に基づき行うものとする。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 給油カードの提示を受け、当該給油カードに記載された車両番号以外の車両に供給物品を納入したとき。

(2) 供給物品以外の物品を納入し、その代金を供給物品の代金に含めて請求したとき。

(3) その責めに帰する理由により給油カードの提示に応じて供給物品を納入しなかったとき又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続き開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

第7条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名あて人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名あて人に対する当該排除措置命令のすべてが確定したとき）。

(2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名あて人となっていない場合にあっては、当該納付命令の名あて人に対する当該納付命令のすべてが確定したとき）。

(3) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(違約金)

第8条 発注者は、第7条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の不履行分に係る契約金額（個々の発注金額）の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満

の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第9条 発注者は、第7条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

第9条の2 発注者は、この契約に関して、第7条の2各号のいずれかに該当するときは、該当となった時点における受注者の不履行分に係る契約金額（個々の発注金額）の10分の2に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

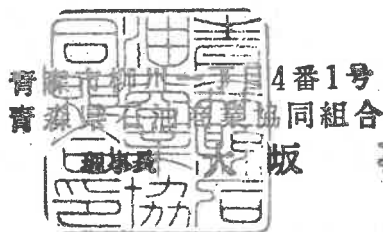
(協議事項)

第11条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

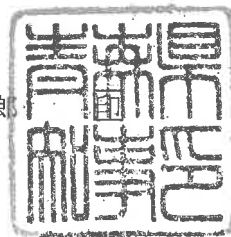
上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 11 月 21 日

受注者



発注者 青森県知事 宮下 宗一郎



別記 1

契 約 単 価 改 定 基 準

(指標とする価格)

第 1 公用車用燃料の各品名に係る契約単価改定の指標として、国からの委託を受けた事業者が調査及び公表を行う給油所石油製品の小売市況に関する週次の調査における各品目の 1 リットル当たりの価格（以下「価格の指標」という。）を用いるものとし、発注者は、これを常時記録するものとする。

(契約単価改定の検討)

第 2 契約単価の改定の検討は、原則として、毎月（契約期間の末日の属する月を除く。）の末日の 5 日前（末日までの間に中 5 日を置いた日をいう。）までに行うものとする。

2 前項の検討において、当該検討の開始の日における直近の価格の指標と、この契約の供給期間の初日における直近の価格の指標（この契約が既に一度以上の契約単価の改定を経たものである場合にあっては、直近の契約単価の改定において用いた価格の指標）との差額が 1 円以上であるときは、直ちに契約単価の改定の協議手続を開始するものとする。

(契約単価改定の方法等)

第 3 新たな契約単価は、受注者と発注者とが協議して決定するものとする。

2 前項の協議により決定された契約単価は、これを決定した日の属する月の翌月 1 日から適用するよう、変更契約を締結するものとする。

(緊急時の対応)

第 4 経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により石油製品の価格が急騰又は急落した場合において、第 2 第 2 項に規定する方法で算出した差額が 5 円以上であると認められたとき（価格が乱高下する気配があるため直ちに契約単価の改定を行うことが不適切であると認められるときを除く。）は、第 2 に規定する契約単価改定の検討時期にかかわらず、直ちに契約単価改定の協議手続を開始することができる。

2 前項の場合における契約単価改定の方法等は、第 2 及び第 3 の例による。この場合において、契約単価に係る協議が調ったときは、第 3 第 2 項の規定にかかわらず、速やかに変更契約を締結するものとする。

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

